**景観チェックシート（景観類型シート）　土地の形質の変更等【市の個性を彩る景観軸　①河川　②海岸】**

**＜景観形成方針＞**

1. **河川**

|  |
| --- |
| 河川がもたらす水辺景観は、市民の生活にうるおいを与える重要な要素であり、その自然的景観の保全とともに、市民に親しまれる景観づくりを進めます。  ・護岸などの公共施設の整備においては、河川の自然的景観との調和に取り組みます。  ・周辺の建築物などは、河川の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。  ・周辺住民等との協働による、生態系の保全や水質の改善などの活動を通じて、河川の自然的景観の保全と育成を図ります。 |

1. **海岸**

|  |
| --- |
| 伊勢湾に面する本市の海岸は、海苔の養殖や船引き網などの漁が行われ、また、伊勢の海県立自然公園に指定されるなど、特徴ある海岸景観を多数有していることから、市民に広く親しまれる景観づくりを進めます。  ・海辺の環境保全に努めるとともに、周辺の公園と海岸との一体性を高めるなど、特徴ある海岸景観の魅力向上に努めます。  ・護岸などの整備においては、周辺の景観と調和するよう国・県へ働きかけます。  ・周辺の建築物などは、海岸の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。 |

**＜景観チェックシート＞**

注）「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“〇”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“―”を記入してください。

|  | 景観設計の手引き | | | 鈴鹿市景観計画 | 評価 | 配慮又は工夫の内容 | 適否 | 解説  ページ |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 景観上の配慮事項 | | 具体的な配慮の内容 | 景観形成基準 |
|  | 土地の開墾その他の土地の形質の変更 | | | | | | | |
|  | ｂ） | 擁壁は、できる限り目立たないよう配慮した構造とすること。 | ●擁壁の修景  ○景観への影響を和らげるため、緑化ブロックなど景観に配慮した擁壁を使用する。  ○擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。 | □擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、緑化ブロックなどを使用するとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。 |  |  |  | P. 50 |